１．件名：日本原子力研究開発機構原子力科学研究所（JRR-3）の使用施設等の使用前確認に関する面談

２．日時：令和３年５月１８日　１３時３０分～１５時００分

３．場所：原子力規制庁２階会議室（ＴＶ会議システムを利用）

４．出席者

原子力規制庁

原子力規制部　検査グループ　専門検査部門

早川上席原子力専門検査官、関主任原子力専門検査官、

清水検査技術専門職

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

原子力科学研究所

研究炉加速器技術部　利用施設管理課　課長他５名

安全・核セキュリティ統括部

安全・核セキュリティ推進室　マネージャー他１名

５．要旨

○日本原子力研究開発機構（以下「原子力機構」という。）から、前回面談（令和３年４月１３日）に基づき申請があった JRR-3 の使用施設等として設置される中性子散乱実験用貯蔵箱（以下「貯蔵箱」という。）に係る使用前確認申請について、許可事項及び技術基準への適合性を中心に説明を受けた。

○原子力規制庁から以下のコメントを伝えた。

・火災等による損傷防止及び遮蔽に係る安全機能を材料により確保するとしているものについて、外観検査による目視確認ではなく、材料検査による記録等エビデンスを確認する方法とすること。

・変更許可申請書（以下「許可申請書」という。）記載の遮蔽体厚「塩化ビニル 0.5㎝」について、遮蔽対象が γ 線であり、当該材料が許可申請書の遮蔽能力評価に資するものではないことを説明した上で、遮蔽に係る検査対象が鉛及び鉄鋼となることを説明すること。また、遮蔽厚に係る確認を寸法検査にて実施するとしているが、当該検査が性能検査であることから、遮蔽検査との位置づけとすること。

・臨界防止について、許可申請書に基づき中性子散乱実験用貯蔵箱の設置場所及び員数に係る検査を設定すること。

・貯蔵施設に係る検査について以下を検討すること。

✓　容量検査について、許可申請書記載の容量（約 38L）を確認できる適

正な検査の設定

✓ 施錠検査及び外観検査について、変更許可申請に係る審査書記載事項「原子炉建家及び実験利用棟の入口は施錠管理を行い、標識を設ける」への適合を確認できる検査の設定

・耐震に係る評価として、許可申請書による水平震度（1.2Ci）による評価及びそれに基づく設計（他設備等への波及的影響を含める）の妥当性を記載すること。

・今回の面談結果を踏まえ、申請書、添付資料の記載に変更があった場合には、速やかにその変更の内容を説明する書類を提出すること。

〇原子力機構から了解した旨の回答があった。

６．その他

配付資料　なし

以上